

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則		ページ
◎高知県税規則の一部を改正する規則		1
告 示		
◎鳥獣保護区の存続期間の更新	(鳥獣対策課)	6
◎特別保護地区の指定	(〃)	6
◎特定猟具使用禁止区域(銃)の指定	(〃)	6
◎告示(特定猟具使用禁止区域(銃)の指定)の一部改正	(〃)	9
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	9
○建築基準法による指定確認検査機関の名称の変更の届出	(建築指導課)	9
○建築基準法による指定確認検査機関の指定の更新	(〃)	9
公 告		
○土地改良区の解散の認可(2件)	(農業基盤課)	9
高知県選挙管理委員会告示		
◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正	(10・5 掲示)	10

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第69号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第34条の2第4号中「第41条の18の3」を「第41条の18の2第1項」に改める。

第34条の7第1項中「第53条第44項又は第45項」を「第53条第38項又は第39項」に改め、同条第3項中「第53条第46項」を「第53条第40項」に改める。

第48条第1項中「第86条の3第2項」を「第86条の3第2項並びに付則第18条の3第2項」に改め、同条第2項中「又は第86条の3第2項」を「若しくは第86条の3第2項又は付則第18条の3第2項」に改める。

第49条第1項中「別記第75号様式の6」を「別記第75号様式の6に、条例付則第18条の3第4項において準用する条例第84条第2項の規定によるものにあつては別記第75号様式の7」に改め、同条第2項中「又は第88条第2項」を「若しくは第88条第2項又は付則第18条の3第3項」に改め、同条第3項中「第85条」を「第85条(条例第86条の2第5項、第86条の3第5項、第86条の4第4項、第86条の5第4項、第87条第4項及び第88条第4項並びに付則第18条の3第5項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

第50条第1項中「第86条の2第6項及び第86条の3第6項」を「第86条の2第7項、第86条の3第7項、第86条の4第6項、第86条の5第6項、第87条第6項及び第88条第6項並びに付則第18条の3第7項」に改め、同条第2項中「第86条の2第6項、第86条の3第6項、第86条の4第5項、第86条の5第5項、第87条第5項及び第88条第5項」を「第86条の2第7項、第86条の3第7項、第86条の4第6項、第86条の5第6項、第87条第6項及び第88条第6項並びに付則第18条の3第7項」に改める。

第67条第2項第2号中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

別記第68号様式の2中「高知県税条例第 条第 項の」を「高知県税条例第 条 第 項の」に、

「

高知県税条例第 条第 項

」
を
「

高知県税条例第 条 第 項

」
に、
「

住宅の新築年月日	事由(該当するものを○で囲んでください。)
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

」

を
「

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 昭和57年1月1日以後に新築された住宅 イ ア以外の新耐震基準適合住宅

」

に改め、同様式（裏面）注3中「3欄のウ」を「3欄のイ」に改め、「。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません」を削り、「（昭和57年1月1日以降）を「（昭和57年1月1日以後）」に、「同日以降」を「同日以後」に、「（国土交通省告示）」を「（平成17年国土交通省告示）」に、「（国土交通省告示）」を「（平成17年国土交通省告示）」に改める。

別記第73号様式を次のように改める。

第73号様式（第48条、第50条関係）



年 月 日

県税事務所長 様

住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号

不動産取得税減額（還付）申請書

高知県税条例 第 条 第 項の規定により不動産取得税の減額（還付）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 取得した不動産の概要

不動産の所在地							
土地	地番	家屋	家屋番号	床面積	1階	㎡	課税番号
	地目		種類		1階以外	㎡	
	地積		構造		計	㎡	
		課税標準額	円	税額	円		

2 不動産取得税の減額又は還付を受けようとする事由（該当するものについてのみ記入してください。）

(1) 主体構造部と附帯設備とを区分

主体構造部の取得者	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）		
附帯設備に属する部分の取得者	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）		
家屋の取得年月日 （完成年月日）	年 月 日	納税通知書の 受理年月日	年 月 日
附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額			円

(2) 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施

耐震基準不適合既存住宅の新築年月日	年 月 日	耐震基準不適合既存住宅の取得年月日	年 月 日
-------------------	-------	-------------------	-------

(3) 被収用不動産等の代替不動産の取得

代替不動産の取得年月日	年 月 日
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金に係る契約を締結した年月日	年 月 日
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた年月日	年 月 日
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた公共事業の名称	
譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた不動産	

不動産の所在地							
土地	地番			家屋	家屋番号		
	地目				種類		
	地積	㎡			構造		
固定資産課税台帳の登録価格		土地	円		家屋	円	

(4) 改修工事対象住宅に対する改修工事の実施

改修工事対象住宅の新築年月日	年 月 日	改修工事対象住宅の取得年月日	年 月 日
----------------	-------	----------------	-------

(5) その他（高知県税条例第86条の4第5項、第86条の5第5項、第87条第5項又は第88条第5項に該当）（1欄に記入したものを以外で、不動産取得税の還付を受けるために必要な事項を記入してください。）

--

3 還付金の振込先（不動産取得税の還付を受けようとする場合に記入してください。）

金融機関名		支店名		預金種別	
口座番号		口座名義（フリガナ）			

注 該当するものに応じて、次の書類を添えてください。

- 1 2欄の(1)に該当する場合
 付帯設備に属する部分の取得者（2人以上ある場合は、各人ごと）との協議が成立したことを証明することができる書類
- 2 2欄の(2)に該当する場合
 - (1) 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に居住の用に供したことを証明することができる書類
 - (2) 耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が新耐震基準に適合していることを証明する書類として、平成26年3月国土交通省告示第437号で定める書類
- 3 2欄の(3)に該当する場合
 - (1) 不動産を取得した日から1年以内に、公共事業の用に供するため、当該取得した不動産以外の不動産について譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けたことを証明することができる書類
 - (2) 取得した不動産が、譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるべきものであることを証明することができる書類
 - (3) 譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受けた不動産の固定資産課税台帳の登録価格を証明することができる書類
- 4 2欄の(4)に該当する場合
 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について改修工事を行った後、その住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅を居住の用に供したことを証明する書類として、「買取再販で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税の特例措置の適用にあたっての要件の確認について」（平成27年4月1日付け国住政第115号国土交通省住宅局長通知）で定める書類
- 5 2欄の(5)に該当する場合
 高知県税条例第86条の4第1項、第86条の5第1項、第87条第1項又は第88条第1項の規定の適用があることとなったことを証明することができる書類

別記第73号様式の2中

「

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

」

を

「

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 昭和57年1月1日以後に新築された住宅 イ ア以外の新耐震基準適合住宅

」

に改め、同様式（裏面）注1中「4欄のウ」を「4欄のイ」に改め、「。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません」を削り、「（昭和57年1月1日以降）」を「（昭和57年1月1日以後）」に、「同日以降」を「同日以後」に、「平成17年3月国土交通省告示（以下「国土交通省告示」といいます。）第385号」を「（平成17年3月国土交通省告示第385号（以下「平成17年国土交通省告示」といいます。））」に、「（国土交通省告示）」を「（平成17年国土交通省告示）」に改める。

別記第74号様式を次のように改める。

第74号様式（第48条関係）

第 年 月 日 号

様

県税事務所長 印

不動産取得税減額決定通知書

年 月 日付で申請のありました不動産取得税の減額については、次のとおり決定しましたので、通知します。

取得者	住所（所在地）			
	氏名（名称）			
	電話番号		持分	
不動産情報	所在地			
	種別	取得区分	取得原因	
	地目又は種類	構造		
	地積又は床面積	m ²	評価額	円
課税情報	課税番号	申告処理		
	課税年度	年度	減額等事由	
	申告年月日	年 月 日	税率	
減額内容	区分	課税標準額	税額	摘要
	既決定額	円	円	
	今回決定額			
	差引き額			
共有者	住所（所在地）	氏名（名称）		持分
備考				

- (不服申立て及び取消訴訟に関する教示)
- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
 - この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

別記第75号様式中

「

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

」

を

「

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 昭和57年1月1日以後に新築された住宅 イ ア以外の新耐震基準適合住宅

」

に改め、同様式（裏面）注2中「3欄のウ」を「3欄のイ」に改め、「。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません」を削り、「（昭和57年1月1日以降）」を「（昭和57年1月1日以後）」に、「同日以降」を「同日以後」に、「平成17年3月国土交通省告示（以下「国土交通省告示」といいます。）第385号」を「（平成17年3月国土交通省告示第385号（以下「平成17年国土交通省告示」といいます。））」に、「（国土交通省告示）」を「（平成17年国土交通省告示）」に改める。

別記第75号様式の2の2中

「

公共事業の名称	
---------	--

」

を

「

譲渡し、又は収用され、若しくは移転補償金を受ける公共事業の名称	
---------------------------------	--

」

に改める。
別記第75号様式の6の次に次の1様式を加える。

第75号様式の7（第49条関係）

		年 月 日
県税事務所長 様		
住所（所在地） 氏名（名称） 電話番号		
改修工事対象住宅の取得に係る不動産取得税徴収猶予申告書		
高知県税条例付則第18条の3第3項の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けたいので、次のとおり申告します。		
取得した改修工事対象住宅の概要		
所在地	家屋番号	種類
		構造
		床面積 (住宅の床面積)
		m ² (m ²)
新築年月日	取得年月日	改修工事の完了予定年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
改修工事の施工者	住所（所在地）	
	氏名（名称）	
摘要		

- 注 1 この申告書は、この申告書に記入している改修工事対象住宅について、不動産取得申告書を提出する際に、併せて提出してください。
- 2 この申告書に記入している改修工事対象住宅について、改修工事の施工者、内容及び完了予定年月日を確認することができる書類（改修工事請負契約書の写し等）並びに申告者が宅地建物取引業者であることを確認することができる書類（宅地建物取引業者免許証の写し等）を添えてください。

別記第78号様式中「高知県税条例」を「高知県税条例（ 第 条 第 項において読み替えて準用する同条例）」に改める。

別記第78号様式の2中

「

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 築20年以内の木造住宅 イ 築25年以内の非木造住宅 ウ 上記以外の新耐震基準適合住宅

」

を

「

住宅の新築年月日	事由（該当するものを○で囲んでください。）
年 月 日	ア 昭和57年1月1日以後に新築された住宅 イ ア以外の新耐震基準適合住宅

」

に改め、同様式（裏面）注1中「6欄のウ」を「6欄のイ」に改め、「。ただし、昭和57年1月1日以降に新築された住宅については、添える必要はありません」を削り、「（昭和57年1月1日以降）」を「（昭和57年1月1日以後）」に、「同日以降」を「同日以後」に、「平成17年3月国土交通省告示（以下「国土交通省告示」といいます。）第385号」を「（平成17年3月国土交通省告示第385号（以下「平成17年国土交通省告示」といいます。））」に、「（国土交通省告示）」を「（平成17年国土交通省告示）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の高知県税規則別記第74号様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第584号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定した須崎湾鳥獣保護区、荒瀬山鳥獣保護区及び姫島鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第7項ただし書の規定に基づき次のとおり存続期間の更新をするので、同条第9項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該鳥獣保護区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
須崎湾鳥獣保護区	須崎市多ノ郷の国道56号と県道須崎仁ノとの交点を起点とし、同所から同県道を北東進し県道野見港との接点に至り、同所から同県道を南東進し港川左岸との交点（大谷橋東詰め）に至り、同所から同左岸を南進し大谷川河口の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南進し同市蜂ヶ尻の西端を経て同市中ノ島の南東端に至り、同所から須崎湾を挟んだ対岸の同市と高岡郡中土佐町との境界と満潮位の海岸線との接点を見通す線を直進し同接点に至り、同所から同境界を北西進し県道久礼須崎との交点に至り、同所から同県道を北進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北進し安和川左岸との交点（安和橋北詰め）に至り、同所から同左岸を南東進し同川河口の満潮位の海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を北東進し日鉄鉱業株式会社の集石用地と民有地との境界との接点に至り、同所から同境界を北西進し市道角谷線との接点に至り、同所から同市道を北西進し同国道との接点に至り、同所から同国道を北東進して起点に達する線に囲まれた区域	平成27年11月15日から平成37年11月14日まで

荒瀬山鳥獣保護区	宿毛市坂ノ下の宿毛市有林の境界と保安林管理道との接点を起点とし、同所から同境界を東進し通称地蔵平の堰堤に至り、同所から同境界を北西進し通称アラセ堂谷に至り、同所から同境界を北西進し松田川左岸との交点に至り、同所から同境界を北東進し土佐くろしお鉄道株式会社中村宿毛線のトンネル西口に至り、同所から同境界を南東進し通称孫九谷に至り、同所から同境界を南東進し荒瀬山の山頂に至り、同所から同境界を南西進及び西進し市道宿毛都賀ノ川線との接点に至り、同所から同境界を北西進し通称長尾平に至り、同所から同境界を南東進し通称水下シに至り、同所から同境界を北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成27年11月15日から平成37年11月14日まで
姫島鳥獣保護区	宿毛市姫島の区域	平成27年11月15日から平成37年11月14日まで

高知県告示第585号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり特別保護地区の指定をするので、同条第4項において読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により当該特別保護地区の名称、区域及び存続期間を告示する。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間
姫島特別保護地区	宿毛市姫島の区域	平成27年11月15日から平成37年11月14日まで

高知県告示第586号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき次のとおり特定猟具使用禁止区域の指定をするので、同条第12項において読み替えて準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
小島特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸郡北川村小島の県道奈半利東洋と村道東洋線との接点を起点とし、同所から同県道を東進、北東進及び東進し更に同村小島字長沢222番地2から奈半利川を横断し林道水谷線の水谷橋に至り、同所から同村道を西進及び南西進し村道東洋線との接点に至り、同所から同村道を北東進し小島橋を経て起点に達する線に囲まれた区域	平成27年11月15日から平成37年11月14日まで	銃器
川北特定猟具使用禁止区域（銃）	安芸市前島の県道奈比賀川北と市道西ノ島中村線との接点を起点とし、同所から同市道を北進、南西進及び西進し県道宮ノ上川北との接点に至り、同所から同県道を南進し安芸橋東詰めに至り、同所から同橋を西進し県道高台寺川北との接点（同橋西詰め）に至り、同所から同県道を北進し中之橋西詰めに至り、同所から同橋を東進し安芸川左岸との交点に至り、同所から同左岸を北進し江川川左岸との接点に至り、同所から同左岸を北東進しこう谷左岸との接点に至り、同所から同左岸を東進し尾根に至り、同所から同尾根を北進し荒地ヶ谷右岸との接点（三角点（標高281.8メートル））に至り、同所から同右岸を南進し四国電力株式会社の高圧送電線の直下との交点に至り、同所から同高圧送電線の直下を南東進し尾根との交点（同	平成27年11月15日から平成37年11月14日まで	銃器

	達する線に囲まれた区域		
鍋島特定猟具使用禁止区域（銃）	四万十市鍋島の県道下田港の竹島橋南詰めを起点とし、同所から竹島川左岸を南進し鍋島橋東詰めとの接点に至り、同所から市道竹島堤防線を西進及び南進し市道鍋島保育所線との接点に至り、同所から同市道を東進し同川右岸との交点（名本屋敷橋西詰め）に至り、同所から同右岸を南東進し市道竹島堤防線にある四国電力株式会社の電柱ナベシマ6L3から同県道にある四国電力株式会社の電柱シモダ143を見通す線との交点に至り、同所から四国電力株式会社の電柱シモダ143を見通す線を直進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北進し市道竹島堤防線との接点に至り、同所から同市道を西進し鍋島川右岸との交点（鍋島小橋西詰め）に至り、同所から同右岸を北進し同県道との交点に至り、同所から同県道を北進して起点に達する線に囲まれた区域	平成27年11月15日から平成37年11月14日まで	銃器
川登特定猟具使用禁止区域（銃）	四万十市川登の国道441号と諏訪川との交点を起点とし、同所から同川を南西進し四万十川左岸との接点に至り、同所から同左岸を南東進し県道有岡川登との交点（川登大橋北詰め）に至り、同所から同県道を北東進し同国道との交点に至り、同所から同国道を北西進して起点に達する線に囲まれた区域	平成27年11月15日から平成37年11月14日まで	銃器

高知県告示第587号

平成23年9月高知県告示第629号（特定猟具使用禁止区域（銃）の指定）の一部を次のように改正し、平成27年11月15日から施行する。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

表の上奈呂特定猟具使用禁止区域（銃）の項を削る。

高知県告示第588号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成17年3月高知県告示第210号高知広域都市計画道路事業（3・5・70号旭町福井線（3工区））
- 3 事業施行期間
平成17年3月22日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成17年3月高知県告示第210号及び平成19年2月高知県告示第106号の事業地のうち、高知市福井東町内において事業地を変更する。
(2) 使用の部分
平成17年3月高知県告示第210号及び平成19年2月高知県告示第106号の事業地のうち、高知市福井東町内において事業地を変更する。

高知県告示第589号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により指定確認検査機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 変更前及び変更後の指定確認検査機関の名称
(変更前) 社団法人高知県建設技術公社
(変更後) 公益社団法人高知県建設技術公社
- 2 指定確認検査機関の住所
高知市塩田町8番1号
- 3 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号及び第2号に掲げる区分
- 4 業務区域
高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、吾川郡いの町並びに高岡郡中土佐町、佐川町、越知町及び四万十町
- 5 確認検査の業務を行う事務所の所在地
高知市塩田町8番1号
- 6 変更年月日
平成25年3月29日

高知県告示第590号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の23第1項の規定により指定確認検査機関の指定の更新をしたので、平成12年9月高知県告示第562号（建築基準法による指定確認検査機関の指定）の全部を次のように改正する。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定確認検査機関の名称
公益社団法人高知県建設技術公社
- 2 指定確認検査機関の住所
高知市塩田町8番1号
- 3 指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号及び第2号に掲げる区分
- 4 業務区域
高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、吾川郡いの町並びに高岡郡中土佐町、佐川町、越知町及び四万十町
- 5 確認検査の業務を行う事務所の所在地
高知市塩田町8番1号
- 6 指定の有効期間
平成27年9月22日から5年間

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、須崎市上神田土地改良区の解散を平成27年9月30日に認可した。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、大月町春遠土地改良区の解散を平成27年9月30日に認可した。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

## 高知県選挙管理委員会告示第83号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

平成27年10月5日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

表中

「

|   |       |              |   |
|---|-------|--------------|---|
| 〃 | 浦尻保育園 | 土佐清水市浦尻29-13 | 〃 |
| 〃 | 清水保育園 | 土佐清水市浜町7-21  | 〃 |
| 〃 | 旭保育園  | 土佐清水市旭町13-17 | 〃 |

」

を削り、

「

|   |         |                |           |
|---|---------|----------------|-----------|
| 〃 | 下ノ加江保育園 | 土佐清水市下ノ加江690-1 | 平成26年4月4日 |
|---|---------|----------------|-----------|

」

を

「

|   |          |                 |            |
|---|----------|-----------------|------------|
| 〃 | 下ノ加江保育園  | 土佐清水市下ノ加江690-1  | 平成26年4月4日  |
| 〃 | きらら清水保育園 | 土佐清水市清水854番地140 | 平成27年10月5日 |

」

に改める。